

放射線管理区域における個人線量計の未着用について

平成17年12月26日

発生号機	1号機（定期検査中） ：沸騰水型、定格電気出力54万キロワット
発生日月	平成17年12月22日
発生時の状況	<p>平成17年12月22日に、1号機復水タンク（※1）周りの弁の点検作業を行った協力会社作業員2名が、当該作業エリアが放射線管理区域であるにも係わらず、個人線量計（※2）を持たずに入域していたことが分かりました。</p> <p>当該作業エリアは、出入り管理装置（※3）を設置していない飛び地であり、通常の入域方法とは異なっています。このため同様の入域方法をとっている3カ所の入域状況について、過去に遡って調査を行いました。</p> <p>その結果、同日に1号機ドラム缶搬出入口（※4）で作業を行っていた別の協力会社作業員1名が、個人線量計を持たずに入域していたことが分かりました。</p> <p>本件につきまして、当該の作業者の放射線被ばく管理責任者であるそれぞれの協力会社から、磐田労働基準監督署に状況等についての説明を行いました。</p> <p>なお、3名の協力会社作業員の放射線被ばく線量について評価を行い、個人線量計を持たずに入域した間の被ばくが無いことを確認しました。</p>
原因	<p>復水タンク周りの弁の点検作業については、作業員が当該作業エリアを放射線管理区域でないと勘違いしました。</p> <p>また、1号機ドラム缶搬出入口での作業については、作業員と入退域監視所の監視員のコミュニケーションが噛み合っておらず、入域する場所を互いに確認しないまま思いこみで行動してしまいました。</p>
対策	<p>当該エリアに入域する前に入退域監視所の監視員により、個人線量計を着用している事を確実にチェックする運用に改めるとともに、当該エリアで作業を実施する場合、その期間中は入口に現場監視人を配置することとしました。</p> <p>また、今回の事象に関係する協力会社を含めた全協力会社に、通常の入域方法と異なる運用となっている放射線管理区域について、入域方法や該当するエリアの再周知と教育を行います。</p>
お知らせ基準	運転情報「表2-20」に該当します。

※1 復水タンクは、各系統へ補給水を供給すると共に、非常用炉心冷却装置の水源にもなっています。

※2 個人線量計は、放射線管理区域に入域する際に着用し、管理区域内における個人の放射線被ばく線量を測定します。

※3 出入り管理装置は、放射線管理区域への入退域実績等を管理する装置

※4 ドラム缶搬出入口は、低レベル放射性廃棄物が充填されたドラム缶を搬出する際に使用します。現在は低レベル放射性廃棄物の充填を、廃棄物減容処理装置建屋で行うため、ドラム缶搬出入口からの搬出はしておりません。

以上

浜岡原子力発電所における放射線管理区域への入退域手順

